**都道府県知事の権限及び事務の委任について**

資料２

**がん登録等の推進に関する法律**

（都道府県知事の権限及び事務の委任）

第24条　都道府県知事は、次に掲げる**当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者**に、これらの権限及び事務を行わせることができる。

一　第6条第1項【病院等による届出の受付】、第8条【審査等及び提出】、第10条第2項【厚労大臣通知に基づく調査・報告】、第13条第2項【死亡者情報票との照合のための調査】及び第16条【協力の要請】に規定する権限及び事務

二　第18条第１項【がん情報等の利用等】、第19条第1項【市町村等への提供】、第20条【病院等への提供】並びに第21条第8項【研究者への提供】及び第9項【研究者への匿名化情報の提供等】の規定による提供に係る権限及び事務（当該提供の決定及び第18条第1項第3号の規定により同項第2号に掲げる者に準ずる者を定めるものを除く。）

三　第22条第1項【都道府県がんデータベースの整備】及び第3項【匿名化又は消去】に規定する権限及び事務（都道府県がんデータベースの整備に係る決定、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大に係る決定並びに同項の匿名化の方法に係る決定を除く。）

2　前項の規定により第10条第２項又は第13条第２項の事務の委任が行われた場合においては、第10条第１項又は第13条第１項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事から第24条第１項の規定により権限及び事務の委任を受けた者」とする。

**がん登録等の推進に関する法律施行令**

（都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者）

第８条 法第24条第一項の政令で定める者は、**都道府県知事が法第一条に規定するがん医療等について科学的知見を有する者として指定する者**とする。

２ 第６条第３項の規定は、前項の規定による指定について準用する。（あらかじめ、法第18条第２項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。）

附則

（準備行為）

第３条 都道府県知事は、第八条第一項の規定による指定を行おうとするときは、施行日前においても、法第18条第２項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くことができる。